

事務連絡  
平成24年5月18日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その4）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

社団法人 日本医師会 御中  
社団法人 日本歯科医師会 御中  
社団法人 日本薬剤師会 御中  
社団法人 日本病院会 御中  
社団法人 全日本病院協会 御中  
社団法人 日本精神科病院協会 御中  
社団法人 日本医療法人協会 御中  
社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
社団法人 日本看護協会 御中  
社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
財団法人 日本訪問看護振興財団 御中  
日本病院団体協議会 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
独立行政法人 国立がん研究センター 御中  
独立行政法人 国立循環器病研究センター 御中  
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
独立行政法人 国際医療研究センター 御中  
独立行政法人 国立成育医療研究センター 御中  
独立行政法人 国立長寿医療研究センター 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
社団法人 国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房給与厚生課 御中  
防衛省人事教育局 御中  
労働基準局労災補償部補償課 御中  
各都道府県後期高齢者広域連合 御中

事務連絡  
平成24年5月18日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その4）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）等により、平成24年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成24年3月30日付事務連絡）を別添4のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたします。

## 医科診療報酬点数表関係

### 【入院基本料(病院)】

(問1) 旧7対1から新7対1へ届出を行う際に、届出前1か月間の月平均夜勤時間数の実績が72時間以下という基準を満たさず、1割以内の変動範囲で75時間だった場合、届出できるのか。

(答) 1割以内の変動であれば、新7対1を届出することは可能である。

### 【精神科専門療法】

(問2) 精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)は、「精神障害施設に入所している複数のものに対して指導した場合に算定する。」とあるが、「精神障害施設に入所している1人のものに対して指導した場合」には、精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)を算定できるのか。

(答) 算定できる。

### 【K939-2術中血管等描出撮影加算】

(問3) 術中血管等描出撮影加算はどのような場合に算定するのか。

(答) 現時点では、脳神経外科手術時においてインドシアニングリーンを用いて、蛍光測定等により血管や腫瘍等を確認した際に算定する。単にX線用、超音波用又はMRI用の造影剤を用いたのみでは算定できない。

### 【C157酸素ポンベ加算等】

(問4) C157酸素ポンベ加算等について、2月に2回に限り算定することとなったが、平成24年3月分を平成24年4月に算定することは可能か。

(答) 不可

医科診療報酬点数表関係（DPC）

【退院時処方取扱い】

（問12-6）「フォルテオ皮下注キット600 $\mu$ g」について、入院中に薬剤料を算定する場合は、フォルテオ皮下注キット600 $\mu$ gの薬価を28（日分）で除したものを1日分（1回分）の薬剤料として算定することとされているが、入院中に処方したフォルテオ皮下注キット600 $\mu$ gについて、入院中に使用しなかった分については、それに相当する日数分を退院時に処方したものとする事は可能か。

（答） 入院中に処方したフォルテオ皮下注キット600 $\mu$ gについて、入院中に使用しなかった分については、引き続き在宅で使用する分に限り、退院時に処方したものとして差し支えない。

訪問看護療養費関係

(問1) 訪問看護指示書の有効期間は6か月となっているが、介護職員等喀痰吸引等指示書の有効期間は同じく6か月か。

(答) そのとおり。

〈 医科診療報酬点数表関係（DPC） 〉

16. 診療報酬明細書関連

~~（問16-10）35万点を超える診療報酬明細書には、従来どおり「症状詳記用紙」及び「目計表」の添付が必要になるのか。~~

~~（答）そのとおり。~~

